

その他災害応急対策編

第1節 林野火災等応急対策

市をはじめとする防災関係機関は、火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。大規模な火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとする。

第1 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は、市長に伝達する。

- (1) 実効湿度が60%以下で最小湿度が40%以下となり、最大風速8m/s以上の風が吹く見込みのとき
- (2) 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのあるとき（ただし、降雨、降雪が予測される場合は、通報しないこともある。）

2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要に応じ、火災警報を発令する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、貝塚市火災予防条例（昭和37年貝塚市条例第24号）第29条に定める火の使用制限に従わなければならない。

4 住民への周知

市は、防災行政無線、広報車等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織、町内会などの住民組織と連携して、市民に警報を周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

第2 林野火災

林野における大規模な火災が発生した場合には、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の消失等の軽減を図る。

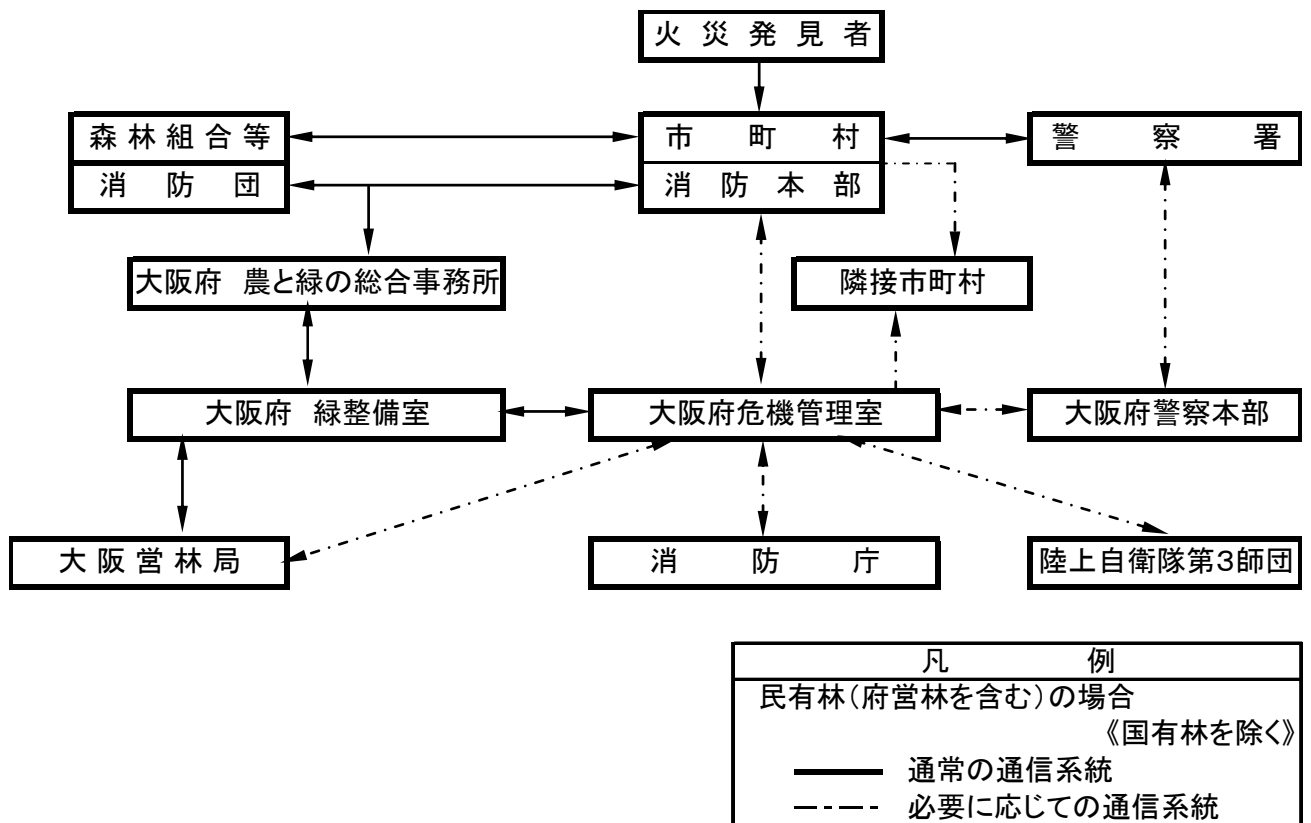
1 火災通報等

(1) 通報基準

市は、火災の規模等が次に掲げる通報基準に達したとき、または特に必要と認めるときは、大阪府に速報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

- ア 焼損面積が5ha以上と推定される場合
- イ 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合
- ウ 空中消火を要請する場合
- エ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

(2) 伝達経路



2 活動体制

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防ぎよを行う。

(1) 現地指揮本部の設置

- ア 林野火災発生 of 通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、警察署等関係機関と連携協力して、火災防ぎよ活動を行う。
- イ 火災の規模等が通報基準に達したとき、大阪府に速報を行う。
- ウ 火災が拡大し、市単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づく他市町村等への応援出動準備の要請を行う。

(2) 現地対策本部の設置

- ア 他市町村等への応援要請を行った場合は、現地対策本部を設置する。
- イ 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- ウ 空中消火の要請又は知事への依頼
- エ 消防庁に対する広域航空消防の応援要請、自衛隊に対する派遣要請についての検討

(3) 林野火災対策本部の設置

- ア 知事に対する広域航空消防応援又は自衛隊派遣要請の依頼
- イ 受入れ準備

第3 市街地火災

市は、市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防ぎよ活動が実施できない場合には、応援協定等に基づき他市町村若しくは大阪府、警察署などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら、消火・救助・救急活動を実施する。

なお、海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、岸和田海上保安署に応援を要請する。

第2節 高層建築物災害応急対策

高層建築物の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの警防計画等に基づき、次の各種対策を実施するものとする。

第1 市

市は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

1 ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 避難誘導

避難経路、避難先等を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

(4) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護送措置を行う。

(5) ガスの遮断（消防法施行令第21条の2第1項に定めるガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない対象物）

ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社が行う。

イ 大阪ガス株式会社の到着が消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があるなど、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、消防隊は、直ちにその旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

2 火災等

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策
- (4) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (5) 浸水、水損防止対策

第2 警察署

貝塚警察署は、災害状況に応じ次の警備措置を実施する。

1 警備本部等の設置

幹部の早期現場急行により現地指揮体制を確立するとともに、警備本部を設置する。

2 救出・救助

被災者の有無の確認及び速やかな救出・救助活動と消防機関、救護機関等との連携協力した負傷者の救護搬送措置を行う。

3 避難誘導

危険箇所への要員の配置による各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。

4 警戒区域の設定

二次災害防止を図るため必要な警戒区域の設定を行う。

5 交通規制

救出救助活動及び復旧作業の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。

6 その他

市及びその他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（見分）等所要の措置をとる。

第3 大阪ガス株式会社

緊急の場合には、災害現場及びその周辺のガスの供給を停止する。また、ガスの供給再開にあたっては、消防機関の現場最高指揮者に連絡のうえ行うなど、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講じる。

第3節 危険物等災害応急対策

防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図るものとする。

第1 危険物災害応急対策

- 1 市は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。
- 2 市は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。
 - (1) 災害の拡大を防止するための施設、設備及び緊急措置要領の確立
 - (2) 危険物による災害発生時の自衛消防組織とその活動要領の確立
 - (3) 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の確立
- 3 市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第2 高圧ガス災害応急対策

市は、施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第3 火薬類災害応急対策

市は、施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第4 毒物劇物災害応急対策

市は、施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第4節 原子力災害応急対策

原子力災害の特殊性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に住民の安全確保対策を講じるものとする。

第1 原子力施設等に係る災害応急対策

原子力施設等に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、原子力防災関係機関は、国から派遣される専門家と協力して次の措置を講じる。

1 情報通信

原子力事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに国（文部科学省）及び大阪府、市、警察署等に通報し、その後の状況についても逐次通報連絡する。

2 防災体制

市は、原子力施設等の周辺モニタリングポスト等で実測された空間ガンマ線量率が毎時10マイクログレイ(μGy)の値を超え、又は周辺住民の予測線量当量5ミリシーベルト(mSv)を超える場合、原則として大阪府又は国の指示若しくは指導又は助言を受けて災害対策本部を設置する。

3 住民に対する指示伝達等

市は、被害予想地区等の住民に対して、広報車の使用をはじめあらゆる手段をもって、迅速かつ的確に次の事項を指示伝達する。

- (1) 異常事態の状況と今後の予想
- (2) 住民のとるべき行動

4 放射性物質による汚染状況調査

市及び大阪府は、原子力施設等及び国から派遣されるモニタリング要員等と協力して放射性物質による汚染状況を調査する。

5 住民の避難等及び立入制限

(1) 退避及び避難に関する基準

市は、原則として放射性物質による汚染状況調査等により、予測線量当量が次表に掲げる線量当量区分に該当すると認められる場合は、国や国から派遣される専門家と協議し、被害予想地区の住民に対し、屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の区分に応じた措置をとる。

予想線量当量(単位:mSv)		防 護 対 策 の 内 容
外部全身線量当量	放射性よう素の吸入による甲状腺線量当量	
10～50	100～500	乳幼児、児童、妊婦は、自宅等の屋内へ退避すること。その際窓等を閉め気密性に配慮すること。
50～100	500～1000	乳幼児、児童、妊婦は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。成人は、自宅等の屋内に退避すること。その際窓等を閉め気密性に配慮すること。
100 以上	1000 以上	乳幼児、児童、妊婦、成人とも指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

注1 予測線量当量は、災害対策本部において算定し、これに基づく周辺住民の防護対策措置についての指示とあわせて、防災業務関係者から周辺住民に連絡する。

2 予測線量当量は、放出期間中、屋外に居続け、何らの措置も講じなければ受けると予測される線量当量である。

3 外部全身線量当量及び放射性よう素の吸入による甲状腺線量当量が同一レベルにないときはいずれか高いレベルの線量当量に応じた防護対策をとるものとする。

(2) 退避の方法

市は、あらかじめ定める避難等措置計画に基づき地区住民を退避又は避難させるものとする。

(3) 立入制限、交通規制及び警備措置

市及び大阪府は、被害予想地区における立入制限措置、交通規制措置及び警備措置をとるよう関係機関に要請する。

6 緊急時医療措置

市及び大阪府は、「地震災害応急対策・復旧対策」を準用し、医療救護活動を行う。その際、国が派遣する緊急被曝医療派遣チームの助言を受け、救護所において放射線による被曝を受けた者又はそのおそれがある者の検査及び救護にあたるものとする。

7 飲食物の摂取制限等

(1) 飲料水、飲食物の摂取制限

市及び大阪府は、放射性物質による汚染状況調査により、次表に掲げる放射能濃度を超え、又は超えるおそれがあると認められた場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

(2) 市及び大阪府は、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、出荷制限等必要な措置をとる。

対 象	I-131 放射能濃度
飲料水	1×10^2 Bq/l 以上
葉 菜	6×10^3 Bq/kg以上
牛 乳	2×10^2 Bq/l 以上

8 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

(1) 災害地域住民の登録

市は、避難等の措置をとった住民が災害発生時その地域に所在した旨の証明及び避難場所等においてとった措置等を登録するとともに、その結果を大阪府に報告する。

(2) 損害調査の実施

市は、住民が受けた損害の調査を実施し、その結果を大阪府に報告する。

(3) 災害対策措置状況の記録

市及び大阪府は、被災地の汚染状況、応急対策措置及び復旧対策措置を記録しておくものとする。

第2 放射性同位元素に係る災害応急対策

放射性同位元素に係る災害が発生した場合、防災関係機関及び原子力事業者は、相互に協力して次の措置を講じる。

- 1 関係機関への情報連絡及び広報
- 2 放射線量の測定
- 3 放射線による被曝を受けた者等の救出、救護
- 4 住民等の避難
- 5 危険区域の設定と立入制限
- 6 交通規制
- 7 その他災害の状況に応じた必要な措置

第5節 海上災害応急対策

防災関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー等の事故により大量の油の流出や火災が発生し、又は発生のおそれがある場合にその拡大を防止し、被害の軽減を図るため各種対策を実施するものとする。

第1 事故発生時における応急措置

岸和田海上保安署及びその他の関係機関は、関係事業者等に対し、油の流出防止・化学処理、損傷箇所の応急修理、二次災害の防止等の指導・勧告を行うとともに、速やかに、災害対策に関する関係機関の連絡調整、応急措置を行う。

1 乗組員等の救出

岸和田海上保安署は、市をはじめ防災関係機関と協力し、負傷者等の救助を行う。

2 災害広報

(1) 船舶への周知

岸和田海上保安署及び港湾管理者等は、流出油による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、無線、ラジオ等により付近を航行する船舶に対し周知に努める。

(2) 沿岸住民への周知

市は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、住民の安全確保を図るため、災害の状況及び安全措置等について、広報車等により沿岸住民に対して周知する。

3 流出油の拡散防止

流出油の広域的拡散防止を図るため、大阪湾・播磨灘排出油防除協議会による防除活動が必要な場合は、市は、これに協力し、流出油の拡散防止に努める。

4 消火対策等

市及び岸和田海上保安署は、船舶及び化学消火剤等の効果的な活用により、海面火災及び事故船舶の消火を実施する。

5 資機材の整備・調達

市及び関係機関並びに関係事業者は、オイルフェンス、化学消火剤等の防災資機材の整備に努め、発災時には、協力してこれを調達する。

第2 事故対策連絡調整本部

防災関係機関相互間の連絡を密にし、円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、市長又は大阪海上保安監部長等は、知事と協議し、事故対策連絡調整本部を設置する。

第6節 その他災害応急対策

貝塚市地域防災計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故などを想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるよう定めているが、その他にも航空機の墜落、旅客列車の衝突転覆等の事故や不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、市をはじめ防災関係機関は、災害の態様に応じ、「地震災害応急対策」及び「風水害等応急対策」を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講じるものとする。